

東京農工大学大学院連合農学研究科における業務運営に関する覚書

平成16年4月1日付で締結した「東京農工大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第5条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学及び国立大学法人宇都宮大学（以下「参加法人」という。）との連携協力により、国立大学法人東京農工大学（以下「設置法人」という。）に設置する東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の業務運営について、次のとおり合意する。

（業務運営の基本）

第1条 設置法人及び参加法人（以下「構成法人」という。）は、研究科の自主性及び自律性を尊重し、研究科の業務運営に積極的に協力し、その充実発展に努めるものとする。

（研究科の運営）

第2条 研究科における重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会から委任された事項について審議し、決定するために研究科代議委員会を置く。
- 3 研究科教授会及び研究科代議委員会の組織、運営その他必要な事項は、東京農工大学部局組織運営規程、東京農工大学大学院連合農学研究科教授会規程及び代議委員会規程に定める。

（中期目標、中期計画及び年度計画）

第3条 当該法人の中期目標の素案、中期計画及び年度計画の策定に際しては、研究科の業務運営方針等に配慮するものとする。

（業務運営経費の負担）

第4条 設置法人は、参加法人が実施する研究科に係る教育研究等に要する基本的な経費で設置方法人のみに交付されている経費を参加法人に対して委託金として配分し、参加法人は、その経費を当該業務に要する受託金として処理する。

（人件費の負担）

第5条 研究科に兼職する参加法人の教員の給与は、参加法人が負担する。ただし、研究科を担当することにより生じる手当等は、設置法人が、委託金として配分し、参加法人は、その経費を受託金として処理する。

（施設・設備の利用）

第6条 研究科の学生は、構成法人の施設・設備を利用できるものとする。

- 2 施設・設備の利用に係る経費の負担は、各構成法人の定めるところによる。

（事務処理）

第7条 設置法人は、研究科の業務を円滑に遂行するために研究科に事務部門を設置する。

- 2 参加法人は、研究科の業務を円滑に遂行するために事務担当者を配置する。

3 研究科に置く事務部門と参加法人の研究科事務担当者は、相互に協力し、事務処理を行うものとする。

(関連規則等)

第8条 この覚書に定めるもののほか、研究科の業務運営の実施に必要な事項は、構成法人の規則並びに国立大学法人東京農工大学学則及び国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則等に定めるものとする。

(協議)

第9条 前条によるもののほか、不測の事態又は疑義が生じたときは、構成法人が誠実に協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

(協議機関)

第10条 構成法人間の円滑な連絡調整を図るために構成法人間連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 構成法人の学長
- 二 構成法人の管理運営担当の理事
- 三 構成法人の事務担当責任者
- 四 構成大学の農学部長及び農学教育部長
- 五 研究科長
- 六 研究科副科長
- 七 研究科長補佐

3 委員会の議長は、設置法人の学長をもって充て、その庶務は、設置法人の事務部が処理する。

(記載事項の変更)

第11条 この覚書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

(付帯事項)

第12条 この覚書は、3通作成し、構成法人において各1通を所持する。

(発効及び効力)

第13条 この覚書は、平成16年4月1日から効力を有する。

平成16年4月1日

国立大学法人東京農工大学長

宮田清藏

国立大学法人茨城大学長

宮田武雄

国立大学法人宇都宮大学長

田原博人